

北浜集会所解体撤去工事

図面番号	図面名称
A-01	特記仕様書(1)
A-02	特記仕様書(2)
A-03	特記仕様書(3)
A-04	付近見取図、配置図
A-05	外部仮設計画図、解体概要図
A-06	仕上表
A-07	平面図、撤去家具家電類リスト、断面詳細図、基礎伏図
A-08	立面図
A-09	建具配置図、建具表(1)
A-10	建具表(2)
A-11	建具表(3)
A-12	床伏図、梁伏図

2章 解体仮設工事		3章 解体施工		4章 建設廃棄物の処理	
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
1. 足場等	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎受注者は、高さ2m以上の箇所作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いの範囲は図示による。 (仕様：波形亜鉛鉄板、H=1.8m 図示位置参照) (仕様：キャスターゲート、H=1.8m 図示位置参照)</p> <p>◎外部足場(種類：くさび緊結式足場、シート仕様：防音シート) ○壁つなぎ間隔(水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下) ○足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎ゲート(有)、無 仕様：キャスターゲートにて工事区画を行うこと)</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎その他</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎工事に際して道路占用許可が必要な場合は、道路管理者と協議を行い許可を得ること。</p> <p>◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。</p> <p>◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。</p> <p>◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1)内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面 (2)内装材を分別して集積したところ(特にせっこうボードは他のボードと区別すること) (3)積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと) (4)捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)</p> <p>2. 工事の範囲</p> <p>◎構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。 解体後、整地のこと。</p> <p>3. 事前措置</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合についても同様とする。</p> <p>◎事前の施工調査等を改機仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</p> <p>◎解体前に「シリング」材照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>4. 構内舗装等</p> <p>◎図示による</p> <p>5. 地下埋設物・埋設配管等</p> <p>◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。</p> <p>6. 整地・埋戻し・盛土</p> <p>◎埋戻しは、(購入土・クラッシャーラン 再生クラッシャーラン 現場発生土・他工事の現場発生土)とする。</p> <p>◎クワットは粒度0-40とする。</p> <p>◎埋め戻し高さは、現況レベルで敷均し</p> <p>◎整地範囲は図示による。</p> <p>7. 墜落防止対策</p> <p>◎2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。</p> <p>◎手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手摺り等を取り外すときは、ハーネス型安全帯を使用したままの状態で行えるよう考慮し、作業員にハーネス型安全帯の着用を徹底させること。</p> <p>8. 地下埋設物埋設配管等</p> <p>◎解体範囲内の設備機器等の撤去は、本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること、原則として、地中部も撤去とする。</p> <p>9. 浄化槽(便槽)</p> <p>◎汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置(行)・行わない)</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3)コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージ材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事竣工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。 なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎処理に注意を要する建設廃棄物の処理(有、無) 材 料 名 () 処理方法(5章アスベスト含有建材の除去等参照)</p>		
2. 工事用用水、電力等	<p>◎既存電力利用(出来る 出来ない)、電力料金(有償・無償)</p> <p>◎既存水利用(出来る 出来ない)、用水料金(有償・無償)</p>	<p>7. 墜落防止対策</p> <p>◎2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。</p> <p>◎手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手摺り等を取り外すときは、ハーネス型安全帯を使用したままの状態で行えるよう考慮し、作業員にハーネス型安全帯の着用を徹底させること。</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3)コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージ材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事竣工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。 なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎処理に注意を要する建設廃棄物の処理(有、無) 材 料 名 () 処理方法(5章アスベスト含有建材の除去等参照)</p>		
3. 工事車両用駐車場 現場事務所用地等	<p>◎同用地は、(図示の場所に 用意していないので業者にて)設けること。</p>	<p>8. 地下埋設物埋設配管等</p> <p>◎解体範囲内の設備機器等の撤去は、本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること、原則として、地中部も撤去とする。</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3)コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージ材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事竣工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。 なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎処理に注意を要する建設廃棄物の処理(有、無) 材 料 名 () 処理方法(5章アスベスト含有建材の除去等参照)</p>		

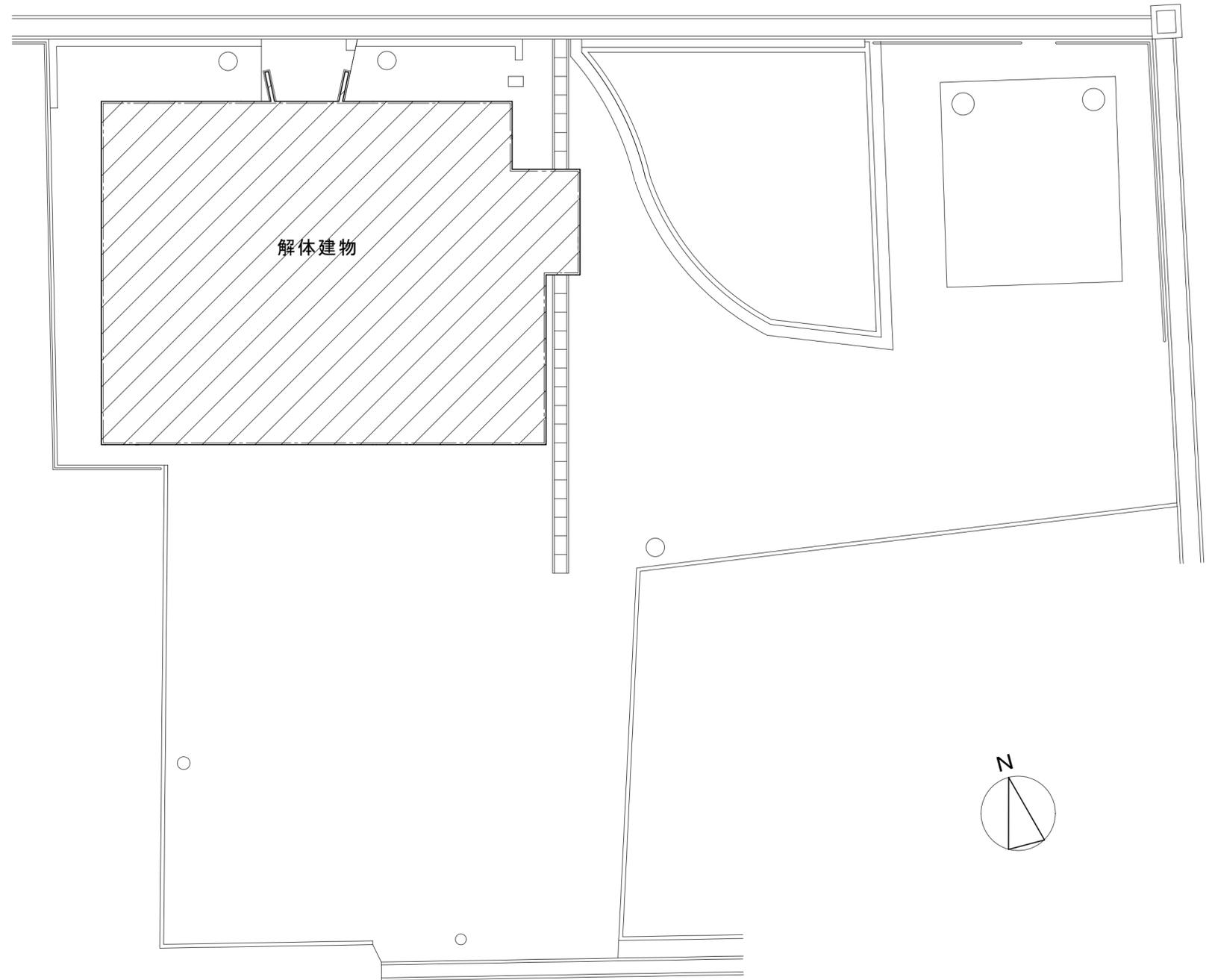
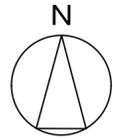
<p>・</p> <p>-----</p> <p>・</p> <p>-----</p> <p>・</p> <p>-----</p> <p>・</p>	<p>工 事 名</p> <p>北浜集会所解体撤去工事</p>	<p>SCALE</p>	<p>丹 羽 建 築 事 務 所</p> <p>丹 羽 悟</p> <p>1級建築士登録119290号</p>	<p>鳴門市撫養町南浜字東浜11-18</p> <p>TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521</p>	<p>NO.</p> <p>A</p> <p>02</p>	
	<p>図 面 名</p> <p>特記仕様書(2)</p>					

5章 アスベスト含有建材の除去等					
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
1. 一般事項	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎既存の石綿含有建材の分析結果は（・貸与する <u>ない</u>）</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行い、調査結果を監督員に提出し、調査結果は3年間保存すること。</p> <p>・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う ・ 行わない）</p> <p>・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第一部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。</p> <p>・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。</p> <p>・報告書を（ ）部作成し監督員に提出すること。</p> <p>・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）</p> <p>◎施工計画</p> <p>(1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。</p> <p>(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。</p>				
2. アスベスト含有成形板の除去	<p>◎養生等</p> <p>(1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。</p> <p>外部足場（種類： ， 仕様 枚布、D= cm、シート種類： ）</p> <p>仮囲い高さ：H= m</p> <p>(2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。</p> <p>内部足場（種類： ， 仕様 枚布、D= cm）</p> <p>養生種別（ ）</p> <p>◎工法</p> <p>(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきが行うこと。</p> <p>(2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。</p> <p>(3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。</p> <p>(4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。</p> <p>(5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、ビニルシート等で隔離を行い作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。</p> <p>◎施工記録等</p> <p>(1) 施工記録報告書を及び特定粉じん排出等作業完了報告書作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>				
6章 設備関係の処理					
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
1. 設備機器類	<p>◎解体前に照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎解体前にシーリングのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎空調機器の撤去、処分を行う場合は、フロン類冷媒について、フロン類使用の合理化および管理の適正化に関する法律に基づき回収及び破壊処理を行うこと。</p>				

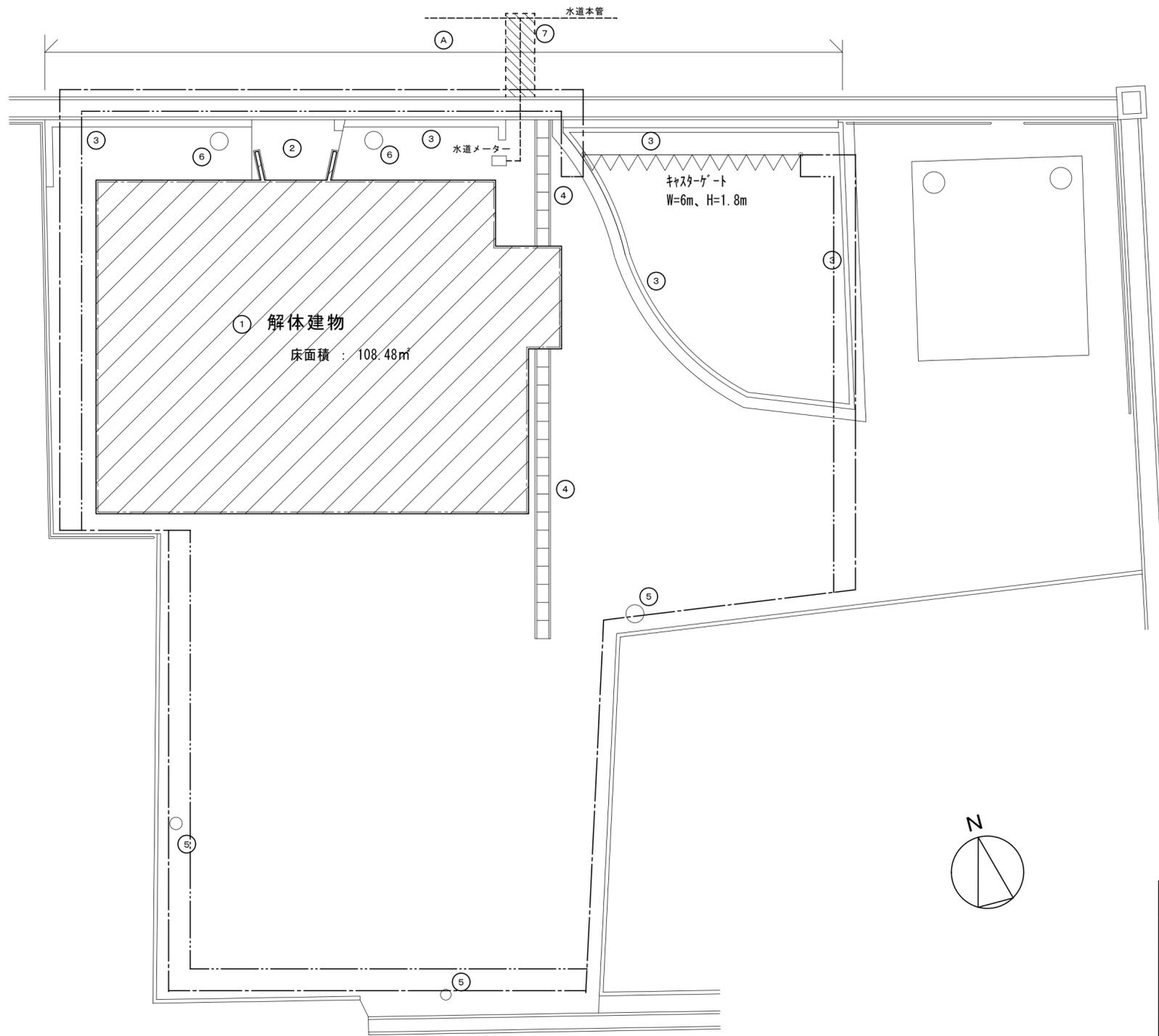


付近見取図

※ 出典：国土地理院ウェブサイト
「地理院地図データ」(国土地理院)をもとに丹羽建築事務所作成



. . .	工事名	北浜集会所解体撤去工事	SCALE	S=1:200	丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号	NO. A / 04	
	図面名	付近見取図、配置図					

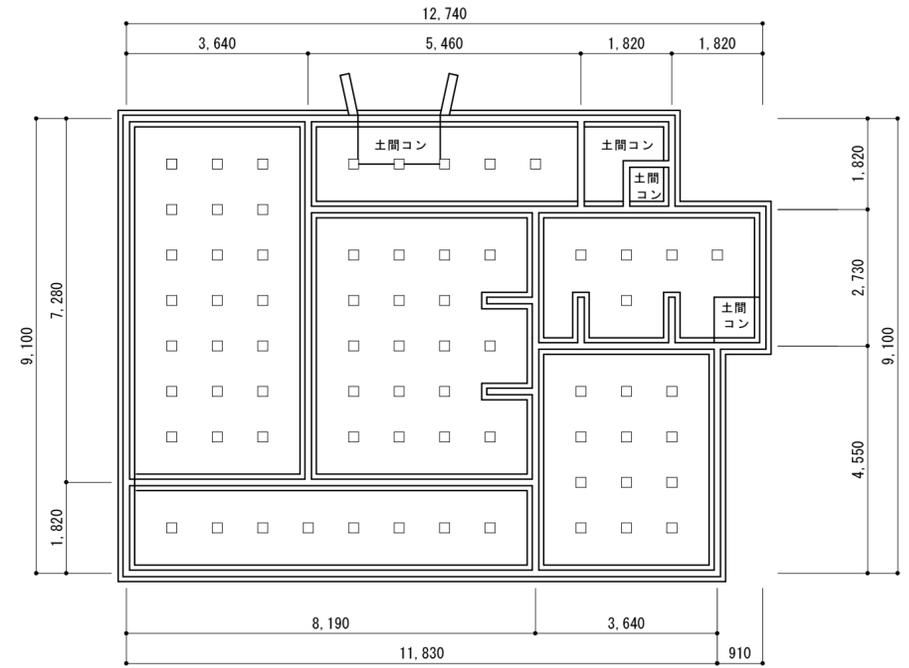


- - - - - くさび緊結式足場 防音シート H=3.6 m 設置位置を示す。
 - - - - - 仮囲い：波形亜鉛鉄板 H=1.8m
 北及び西面：保安灯（チューブ）ソーラー電源設置

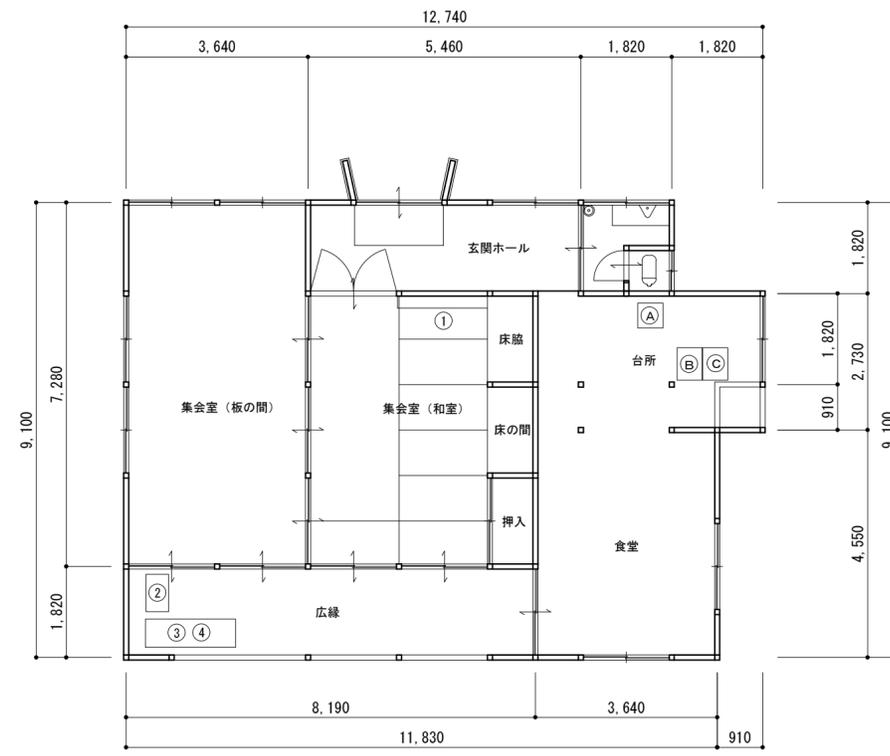
解体撤去リスト		備考
①	建物本体 基礎共	養生ネット
②	土間コン	厚100
③	縁石	
④	排水溝	
⑤	切株抜根	
⑥	ソテツ伐採抜根	
⑦	給水管	13量水器（市へ返却）、13止水栓、量水器B〇X共撤去 既設アスファルト舗装撤去、新設アスファルト舗装復旧

※本体解体後部分は、真砂土敷き均しの上で整地とすること。
 ※解体範囲外の構内は鉤取り整地とすること。
 (A)敷地内進入防止策としてロープスティック（地上H=1200）及びトラロープ（2段）を設置する。

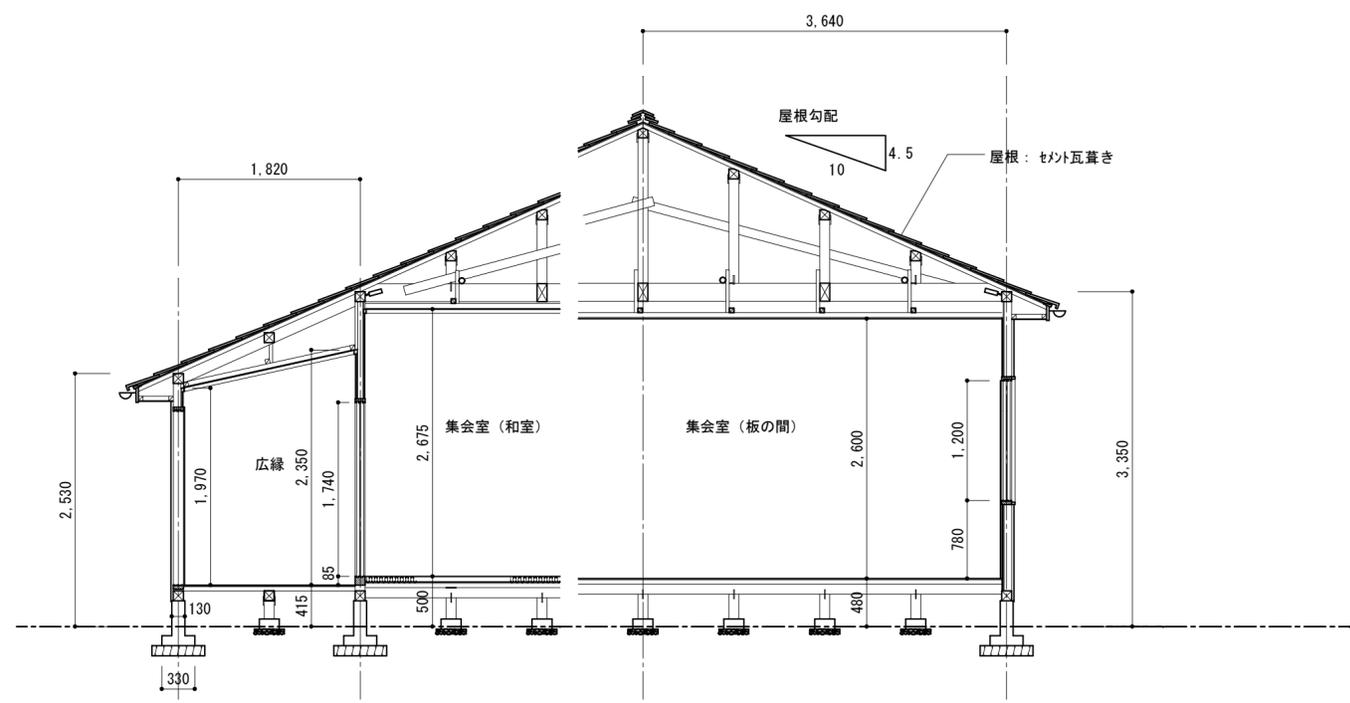
	撤去家具リスト	形状		撤去家電リスト	形状
①	オープン棚(木製)	W1800×D240×H1870	Ⓐ	冷蔵庫	W500×D500×H1000
②	オープン棚(木製)	W750×D450×H1800	Ⓑ	洗濯機	W650×D500×H800
③	テーブル(木製)	W1800×D570×H750	Ⓒ	洗濯機	W650×D500×H800
④	テーブル(木製)	W1800×D570×H330			



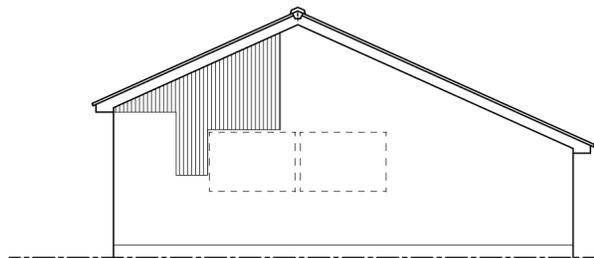
基礎伏図 S=1:100



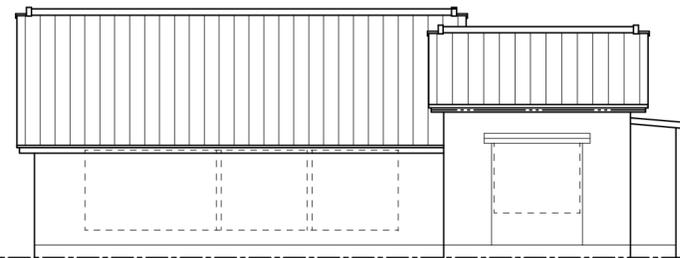
平面図 S=1:100



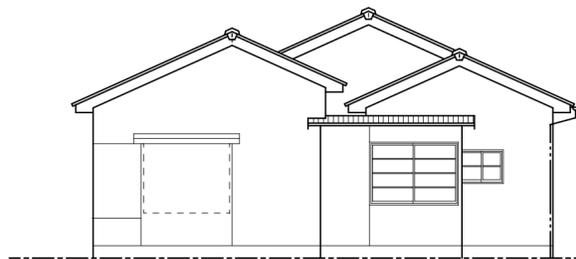
矩計図 S=1:50



西立面图 S=1:100



南立面图 S=1:100

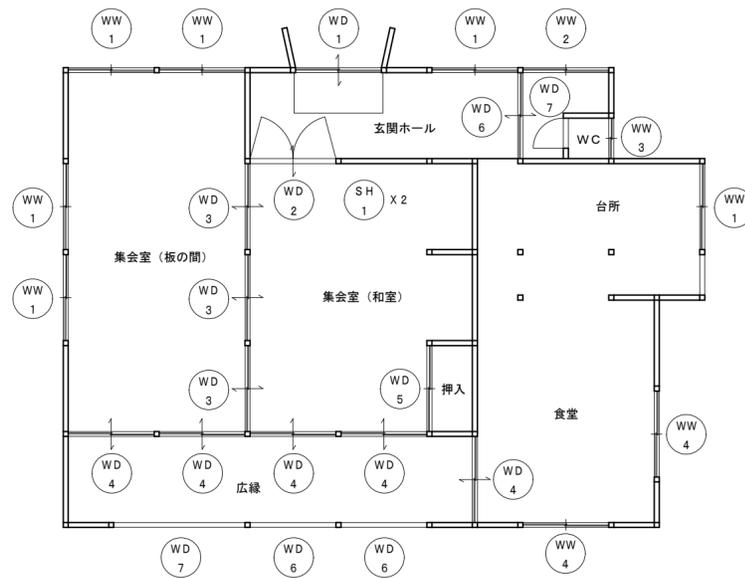


東立面图 S=1:100



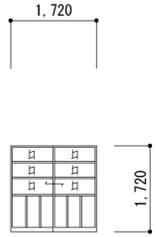
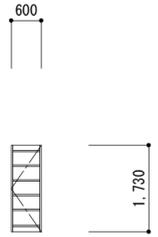
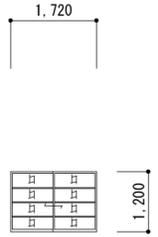
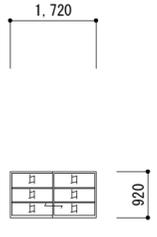
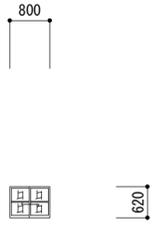
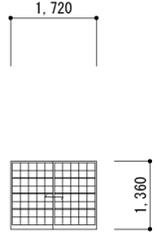
北立面图 S=1:100

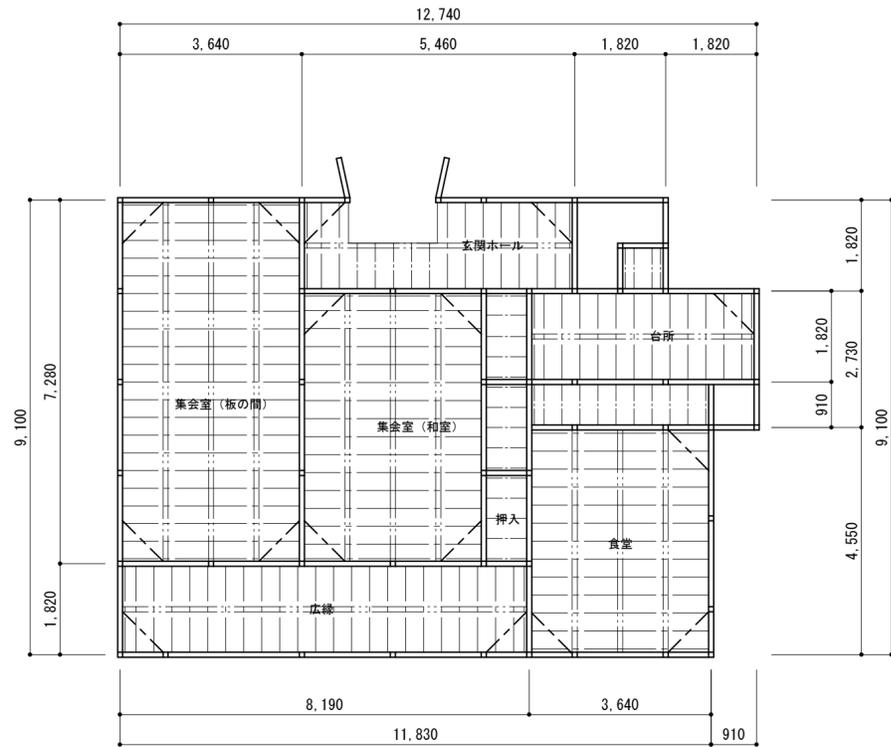
.....	工事名	北浜集会所解体撤去工事	SCALE	S=1:100	丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号	NO. A / 08 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	
	図面名	立面图					



建具配置図 S=1:100

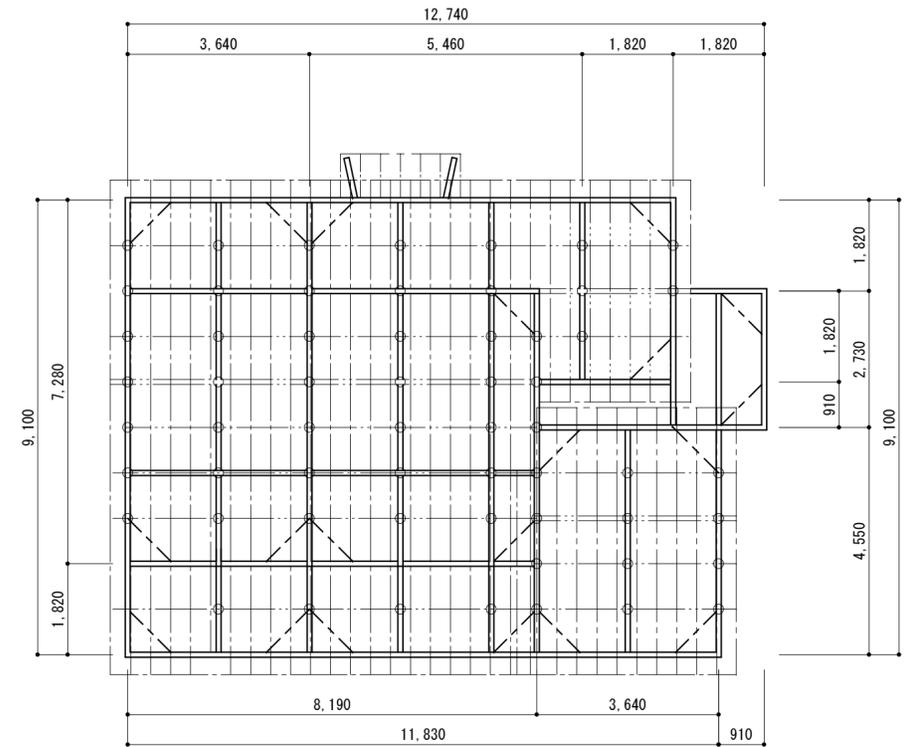
建具表 S=1:100					
符号数量	1カ所	1カ所	3カ所	4カ所	1カ所
型式	WD 1 引違い框戸	WD 2 両開き舞良戸	WD 3 引き違いガラス障子	WD 4 引き違いガラス障子	WD 5 引き違いガラス障子
形状	見込: 30	見込: 30	見込: 30	見込: 30	見込: 30
形状					
材質	木製	木製	木製	木製	木製
仕上					
硝子	ガラス t=3mm		ガラス t=3mm	ガラス t=3mm	ガラス t=3mm
金物					
備考					

建具表 S=1:100					
符号数量	1カ所	1カ所	5カ所	1カ所	1カ所
型式	WD 6 引き違いガラス窓 見込: 30	WD 7 両開き舞良戸 見込: 30	WW 1 引き違いガラス窓 見込: 30	WW 2 引き違いガラス窓 見込: 30	WW 3 引き違いガラス窓 見込: 30
形状					
材質	木製	木製	木製	木製	木製
仕上					
硝子	ガラス t=3mm		ガラス t=3mm	ガラス t=3mm	ガラス t=3mm
金物					
備考					
符号数量	2カ所	2カ所			
型式	WW 4 引き違いガラス窓 見込: 30	SH 1 引き違い障子 見込: 30			
形状					
材質	木製	木製			
仕上					
硝子	ガラス t=3mm				
金物					
備考					



床 伏 図 S=1:100

- 土台 100*100
- 大引 100*100
- 根太
- 根太掛け
- 火打ち土台



梁 伏 図 S=1:100

- 桁、梁
- 棟木、母屋
- 垂木
- 破風、鼻隠し
- 小屋束位置
- 火打ち梁

